

UQ 通信サービス契約約款

旧	新
<p>(当社から行う通知等の方法及びUQ契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第9条 当社は、この約款に基づき、UQ契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、UQ契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。</p> <p>2 UQ契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかにUQ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>4 UQ契約者は、第2項の届出を怠ったことにより、当社又は<u>料金回収会社</u>（別記2に定める法人をいいます。以下同じとします。）がそのUQ契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにそのUQ契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。</p> <p>5 UQ契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は<u>料金回収会社</u>が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。</p> <p>6 前2項の場合において、当社又は<u>料金回収会社</u>は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりUQ契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定に関わらず、その通知等を省略できるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第35条 当社は、UQ契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（UQ通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は<u>料金回収会</u></p>	<p>(当社から行う通知等の方法及びUQ契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第9条 当社は、この約款に基づき、UQ契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、UQ契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。</p> <p>2 UQ契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかにUQ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>4 UQ契約者は、第2項の届出を怠ったことにより、当社又は<u>KDDI株式会社</u>がそのUQ契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにそのUQ契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。</p> <p>5 UQ契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は<u>KDDI株式会社</u>が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。</p> <p>6 前2項の場合において、当社又は<u>KDDI株式会社</u>は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりUQ契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定に関わらず、その通知等を省略できるものとします</p> <p>(略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第35条 当社は、UQ契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（UQ通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は<u>KDDI株</u></p>

社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がUQ契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのUQ通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。

(2)～(10) (略)

2 (略)

(略)

(窓口支払手数料の支払義務)

第44条 UQ契約者は、当社又は料金回収会社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第1表第12（窓口支払手数料）に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第45条 UQ契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第13（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

(略)

(債権の譲渡)

第48条 UQ契約者（料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。）は、その料金契約に基づき生じた全ての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、UQ契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

(1) UQ契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号

会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がUQ契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのUQ通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) KDDI株式会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知をKDDI株式会社から受けたとき。

(2)～(10) (略)

2 (略)

(略)

(窓口支払手数料の支払義務)

第44条 UQ契約者は、当社又はKDDI株式会社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第1表第12（窓口支払手数料）に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第45条 UQ契約者は、当社又はKDDI株式会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第13（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

(略)

(債権の譲渡)

第48条 UQ契約者は、その料金契約に基づき生じた全ての債権について、当社がKDDI株式会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、UQ契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

(1) UQ契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要

及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

- (2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。
- 3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、UQ契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(債権の買い戻し)

- 第49条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
- 2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、UQ契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

- 第49条の2 当社及び料金回収会社は、第65条(請求書の発行)に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

- 第50条 UQ契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記5に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
- 2 UQ契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、UQ契約者は、第1項の規定により指定した支払方法に関わらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
- (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
- (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により2回連続で完

な情報を当社がKDDI株式会社に提供すること。

- (2) KDDI株式会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、KDDI株式会社から当社へその旨の通知を受けること。
- 3 第1項の場合において、当社及びKDDI株式会社は、UQ契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(債権の買い戻し)

- 第49条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、KDDI株式会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
- 2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及びKDDI株式会社は、UQ契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

- 第49条の2 当社及びKDDI株式会社は、第65条(請求書の発行)に規定する場合その他当社又はKDDI株式会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

- 第50条 UQ契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記5に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
- 2 UQ契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
- 3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、UQ契約者は、第1項の規定により指定した支払方法に関わらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
- (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
- (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により2回連続で完

了しなかったとき。

(3) クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。

5 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、UQ契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

ただし、同項第2号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。

6 UQ契約者は、第48条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(略)

(期限の利益喪失)

第53条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、UQ契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、

(1) UQ契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) UQ契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) UQ契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) UQ契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) UQ契約者の所在が不明であるとき。

(6) UQ契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他UQ契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 UQ契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにUQ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

了しなかったとき。

(3) クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。

5 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、UQ契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

ただし、同項第2号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。

6 UQ契約者は、第48条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、KDDI株式会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(略)

(期限の利益喪失)

第53条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、UQ契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及びKDDI株式会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、

(1) UQ契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) UQ契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) UQ契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) UQ契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) UQ契約者の所在が不明であるとき。

(6) UQ契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他UQ契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 UQ契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにUQ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(略)

(買い戻しによる預託金の充当)

第 55 条 当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、UQ 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その UQ 契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権（その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。）を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

(略)

(略)

(買い戻しによる預託金の充当)

第 55 条 当社は、KDD I 株式会社が請求した料金その他の債務について、UQ 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その UQ 契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権（その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。）をKDD I 株式会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

(略)

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。
（略）

2 料金額

(1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの
1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額（税込額）
（略）	（略）

備考

- NetflixサービスはNetflix合同会社が、Netflix合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- Netflixパックの料金額には、Netflix合同会社の提供するNetflixサービスのうち、スタンダードプランの料金額（税抜額1,446円（税込額1,590円））を含みます。
- Netflixパックの契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflixサービスを利用することができます。
- Netflixパックの契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetflix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetflix合同会社の定める目的で利用します。Netflix合同会社の個人情報保護方針については [Netflix.com/privacy](https://www.netflix.com/privacy) をご参照ください。
- Netflixパックの契約者がNetflixサービスを利用する場合のNetflixサービスに関する提供条件等については、Netflix合同会社及び当社が別に定めるところによります。

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。
（略）

2 料金額

(1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの
1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額（税込額）
（略）	（略）

備考

- NetflixサービスはNetflix合同会社が、Netflix合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- Netflixパックの料金額には、Netflix合同会社の提供するNetflixサービスのうち、スタンダードプランの料金額（税抜額1,446円（税込額1,590円））を含みます。
- Netflixサービスのうちプレミアムプランに加入している場合は、追加で月額オプション料（税抜額637円（税込額700円））がかかります。月額オプション料の日割は行いません。ただし、料金月の起算日以外の日スタンダードプランからプレミアムプランへの変更があった場合、変更後のプレミアムプランの加入日数に応じて日割します。
- Netflixパックの契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflixサービスを利用することができます。
- Netflixパックの契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービスに係る契約情報を、当社とNetflix合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetflix合同会社の定める目的で利用します。Netflix合同会社の個人情報保護方針については [Netflix.com/privacy](https://www.netflix.com/privacy) をご参照ください。

6 Net f l i xパックの契約者がNet f l i xサービスを利用する場合のNet f l i xサービスに関する提供条件等については、N e t f l i x 合同会社及び当社が別に定めるところによります。

(2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの
1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額 (税込額)
(略)	(略)
備考 (1)の表の備考第1項から第5項に定めるとおりとします。	

(略)

別記
(略)

2 債権譲渡先となる料金回収会社

料金回収会社
株式会社ファミリーネット・ジャパン

(略)

(2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの
1 料金契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額 (税込額)
(略)	(略)
備考 (1)の表の備考第1項から第6項に定めるとおりとします。	

(略)

別記
(略)

2 削除

(略)

附則 (26-UQ 事企第002号、003号)

- 1 この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金回収会社の変更に関する改正規定については、令和8年9月1日から実施します。なお、令和8年6月1日から令和8年7月15日までに口座振替の設定が完了した場合は、令和8年8月1日から令和8年8月31日までの間、改正前の規定の「料金回収会社」を「KDDI株式会社」に読み替えて適用します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。